

第4回 自動車登録のあり方に関する検討会

日時：平成23年1月26日（水）13：00～15：30

場所：国土交通省国際会議室（中央合同庁舎第3号館）

議事次第

- 1．開会
- 2．事務局からの資料説明
- 3．討議
- 4．閉会

自動車登録手続における添付書類の簡略化の方向性について（案）

自動車登録手続における添付書類の簡略化について以下の通りの対応とする。

添付書類名	対応方針
住民票の写し	<p>【住基ネットの活用による添付省略の検討】</p> <p>本人確認に必要な4情報（住所・氏名・性別・生年月日）については住基ネットの情報と、車両情報（登録番号、車台番号等）についてはMOTASの情報とを、それぞれ申請情報に突合することにより、住民票の写しに代えることを検討する。</p>
自動車検査証	<p>【案1：現状維持】</p> <p>現状の制度を維持する</p> <p>【案2：登録情報と検査情報の分離による添付省略の検討】</p> <p>自動車検査証の登録にかかる事項と検査にかかる事項を分離して取り扱うことにより、登録手続時には自動車検査証の返納を不要とし、手続き中でも自動車の運行を可能とするような措置が可能となるかどうか検討する。</p>
印鑑登録証明書	<p>【現状維持しつつ将来的には書類の電子化を促進】</p> <p>申請者の意思確認及び存在確認の観点から、印鑑登録証明書（OSSでは住基カード等を含む。）を引き続き添付させる。</p> <p>一方で、住基ネットから提供をうける4情報（住所・氏名・性別・生年月日）と、旧車両情報及び登録識別情報との組み合わせにより、意思確認等の代替が可能かどうか引き続き検討を行う。</p> <p>また、住基カード及び公的個人認証等の活用可能性を拡大する観点から、政府部内における検討等をふましつつ、住基カード及び電子署名等の普及促進への協力をすすめる。</p>
委任状	<p>【現状維持しつつ将来的には書類の電子化を促進】</p> <p>所有権の得喪に関わる手続の代理人への委任については、本人の意思確認が必要であり、実印押印の委任状については簡略化が困難。</p> <p>所有権の得喪に関わらない手続の委任について用いる認印押印の委任状についても、現時点では同様にこれ以上簡略化する方法がない。</p> <p>なお、住基カード及び公的個人認証等の活用可能性を拡大する観点から、政府部内における検討等をふましつつ、住基カード及び電子署名等の普及促進への協力をすすめる。</p>
譲渡証明書	<p>【現状維持】</p> <p>前述のとおり、所有権の移転に当たり添付を求める印鑑登録証明書について、現状維持とするものであることから、譲渡証明書も同様の取扱とする。</p>

今後の自動車保有関係手続のワンストップサービスのイメージ（案）

1. 新規登録について

新車新規登録については、もともと本人申請が殆ど見込まれないことに鑑み、現行の取扱を当面の間維持しつつ、現在のOSS稼働地域についてはFD申請からOSS申請への切り替えを促進することにより新規登録の利用率向上に努める。

なお、新車新規登録と併せて変更登録、移転登録又は抹消登録を行う場合は、両申請をOSSにより同時申請することを可能とする。

2. 変更登録について

変更登録については、住所変更を行う本人申請が多く想定されることから、本人申請を可能とするシステム構築を行うとともに、本人確認資料など一部添付資料については郵送対応を検討する。

この場合、運輸支局において郵送物の開封、受付、申請情報との突合等の業務が現行の業務に追加され増加となることが見込まれる。

そのため、郵送対応であるため、業務を行う場所が制約されないこと、必ずしも即日処理である必要がないこと等の業務の特性を踏まえつつ、郵送対応を可能とするための体制の整備など検討を行う必要がある。

（参考）

- ・ OSSの郵送対応業務を集約する専用の部署としてOSSセンター（仮称）を新たに設置
- ・ 審査業務を行う職員及び賃金職員で構成するイメージ
- ・ OSSセンターでは、ナンバープレートの交付を要しない手続き全体、ナンバープレートの交付を要する手続きの一部（郵送物の受付、審査、登録、管轄運輸支局への引き継ぎ）を行う。

3. 移転登録について

移転登録についても本人申請が多く想定されることから、本人申請を可能とするシステム構築を行うとともに、本人確認資料、登録原因証明情報など一部添付資料について郵送対応を検討する。

この場合、運輸支局において郵送物の開封、受付、申請情報との突合等の業務が現行の業務に加えて増加となることが見込まれる。

そのため、郵送対応であるため、業務を行う場所が制約されないこと、必ずしも即日処理である必要がないこと等の業務の特性を踏まえつつ、郵送対応を可能とするための体制の整備など検討を行う必要がある。

4. 添付書類の簡略化について

1) 住民票の写しについて

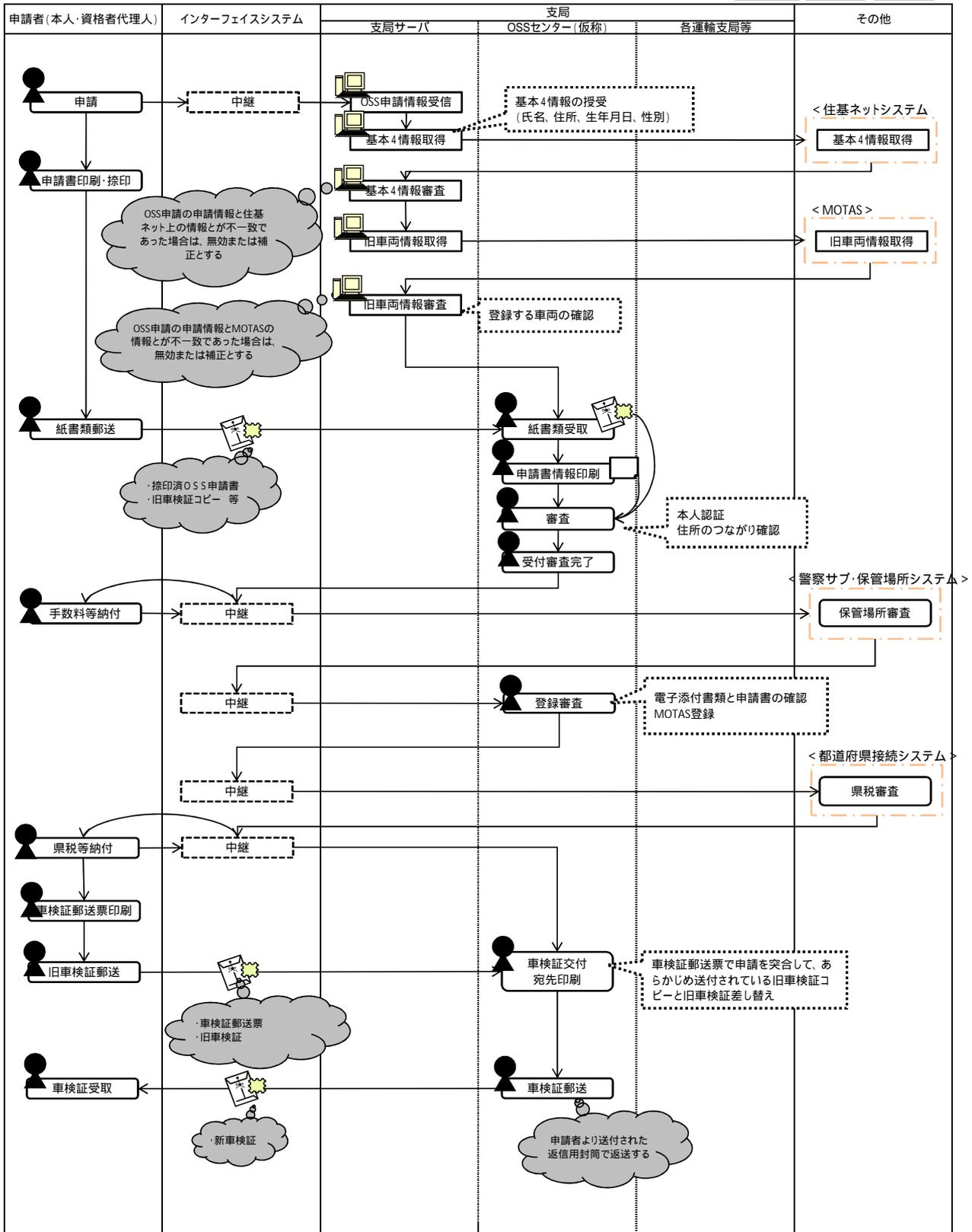
登録手続きに際し求める「住民票の写し」については、運輸支局において申請書情報を住民基本台帳ネットワークの情報と照合して新住所における本人実在性を確認するとともに、MOTAS側において申請に係る自動車の旧の登録番号、車台番号を引用して突合し旧情報との継続性を確認することにより登録原因証明情報としても活用可能とし、その添付を省略することについて検討する。

2) 自動車検査証について

登録に際し「自動車検査証」の返還を義務づけていることに関し、自動車検査証には登録にかかる事項と検査にかかる事項が記載されていることから、これらを分離して取り扱うことにより、登録手続き時には自動車検査証の返納を不要とし、手続き中でも自動車の運行を可能とするような措置が可能となるかどうか検討する。

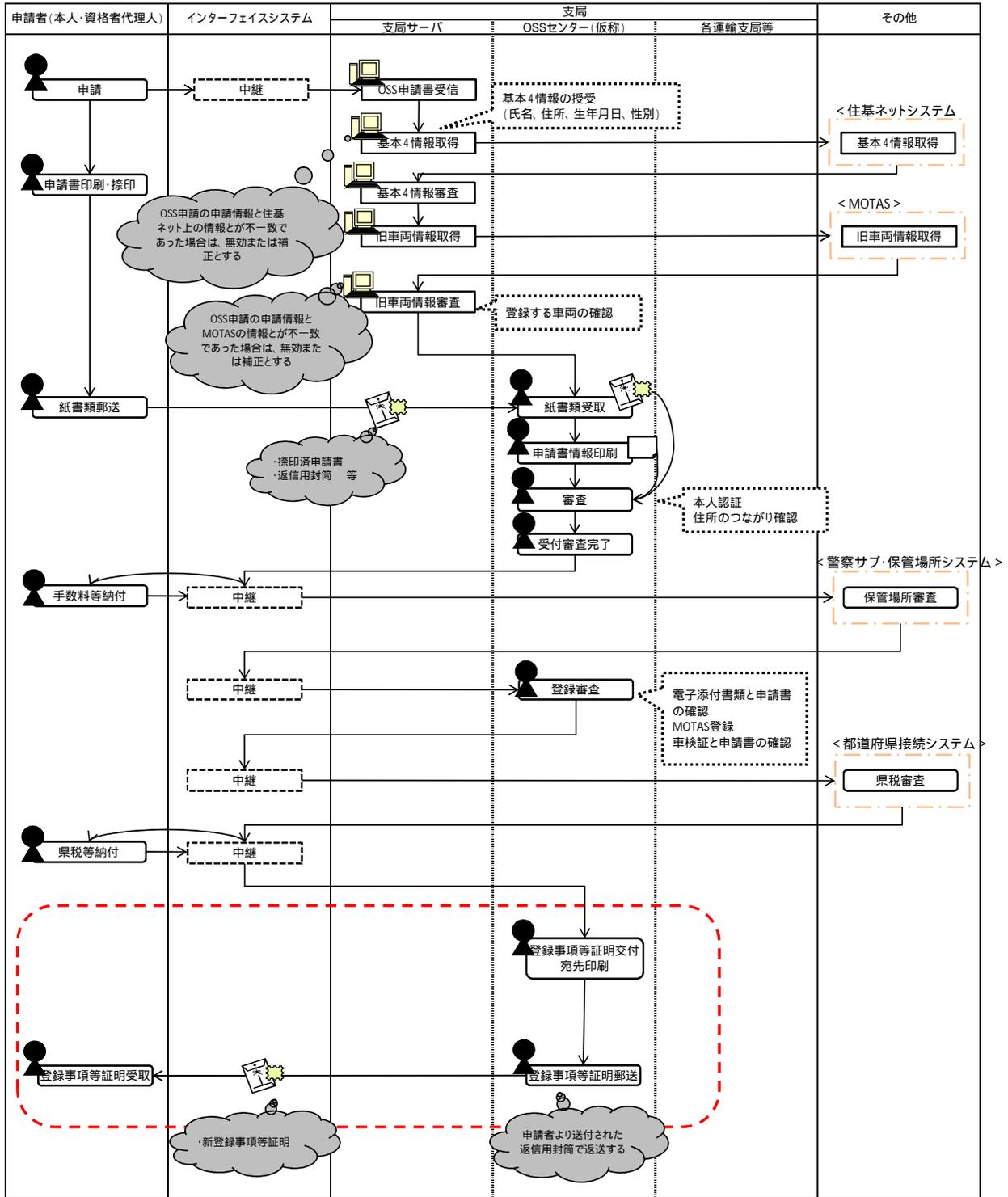
OSSセンター(仮称)を活用した中間登録の業務フロー(ナンバー変更無し)

凡例: → 業務フロー システム処理 作業 対面作業



車検証返納を不要とした場合の中間登録業務フロー(ナンバー変更無し)

凡例: → 業務フロー システム処理 作業 対面作業

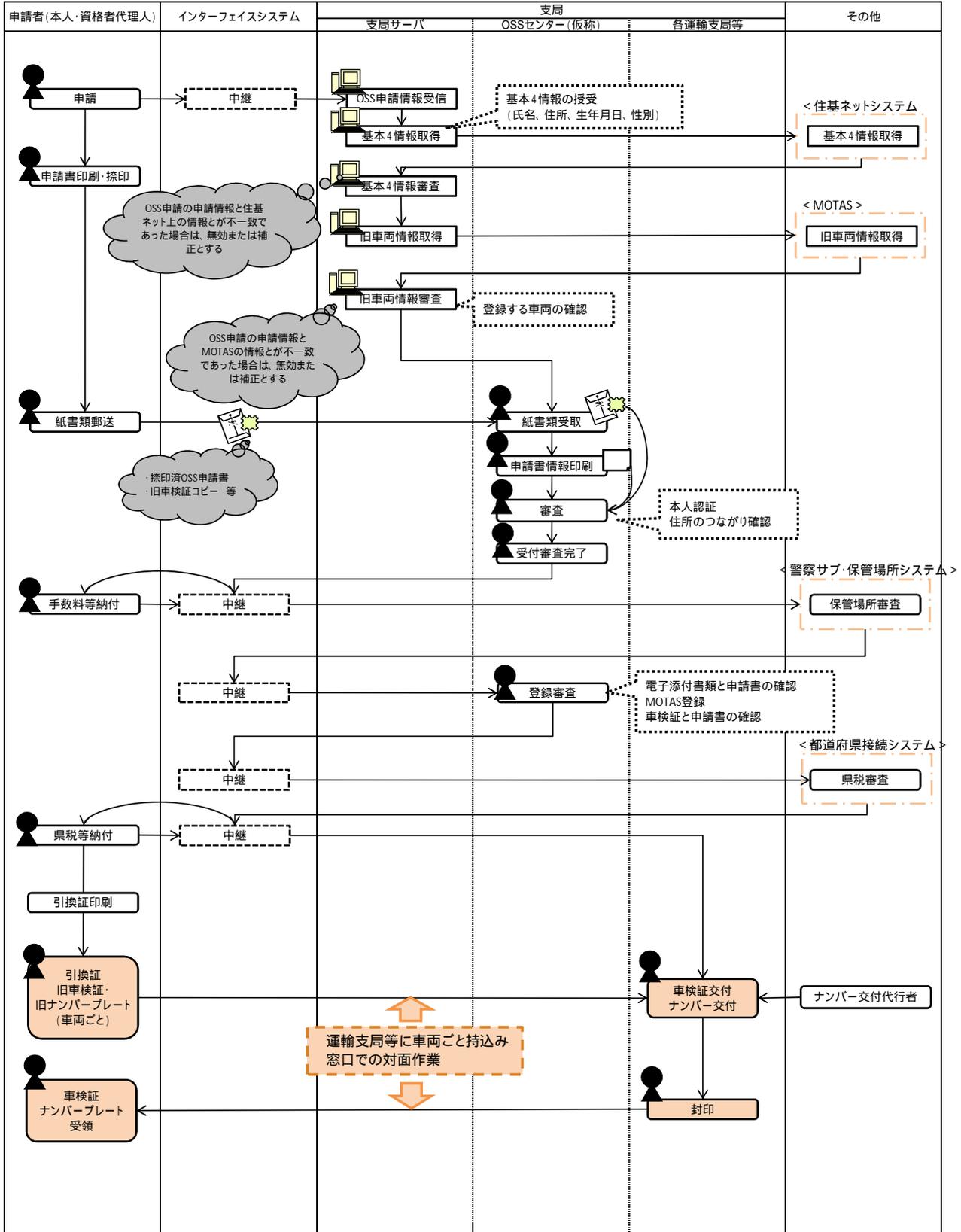


注)ナンバープレートの変更があるときは、最終の場面で車両を持ち込む必要がある。(車検証の返納を不要とするメリットが少ない。)

OSSセンター(仮称)を活用した中間登録の業務フロー(ナンバー変更有り)

(運輸支局でのでの車検証・ナンバー受領のケースを想定)

凡例: → 業務フロー システム処理 作業 対面作業



「自動車登録のあり方に関する検討会」に向けて（各運輸局の意見等）

自動車登録手続における添付書類の簡略化の方向性について

○今後のワンストップサービスのイメージについて

- ・新規について、今後、変更・移転・抹消と同時申請への対応が可能とする方向については、特に異論はない。
- ・ハイブリット利用の場合の紙媒体書類は、最寄りの支局等に提出できるようにするなど利用促進策の検討を行う必要がある。（受付審査は最寄りの支局で可能とする検討を追記する。）
- ・新規登録について本人申請が殆ど見込まれないとなっているが、むしろOSSが導入された場合にはユーザーは諸費用削減等のために登録手続だけでも本人申請を希望するケースが増えるのではないかと。このことから新規登録についてもシステムの構築、一部添付書類の郵送対応を検討願いたい。
- ・新車新規登録と併せて同時申請することを可能とするとしているが、イメージが湧かない。
- ・一般ユーザーが1度限りのための変更登録や移転登録を申請するために、OSSのシステムを整備して申請するとは考えにくい。また、登録に関する知識が乏しい一般ユーザーに不備書類の補正処理を求めることも難しく、連絡ができない場合は不備のまま放置され、トラブルの原因となることが考えられる。
- ・ナンバー交付の必要な申請について、ナンバーの交換等は後日で可とするのか。登録日（番号付与日）と車検証交付日が相違し、さらにナンバー交付日、封印施封日が相違する場合の措置について、現行どおり実施することは不可能。現行、管轄変更入りに係る申請において、当日中の当該車両の運輸支局への持込が出来ない場合は、当該申請が当日中に完了しないとして、申請受付をしない措置をとっているが、中間登録へのOSS申請の導入により、登録日の後日にナンバー交付及び封印施封となることが普通となることから、OSS以外の申請においても、後日施封を認めざるを得ない。以上により、封印の残数確認やナンバー未受領の発生については、事実上早期発見は不可能となる。
- ・検査との一体性も考えておかないと、ユーザーに不便を来すことになるのではないかと。
- ・一旦制度や、体制を変更したら、変更後に問題が生じる結果となっても元に戻すことは困難。したがって制度、体制の変更に当たってはよくシュミレーションして慎重な上にも慎重を期した検討を行ってほしい。
- ・個人の場合の想定のようなが、法人の場合の取り扱いはどうするのか。
- ・新車新規登録と中間・抹消登録をOSSにより同時申請することのメリットはなにか。（手数料？ 車庫証明？ その他添付書類？）通常は、新規登録した車両を納車し、その後、下取り車両の移転登録や抹消登録の手続きが踏まれるものが多数と思われるが、同時に申請を受け付け登録日は同日でなくても可能ということか。

○ 郵送について

- ・中間登録（変更・移転）については、郵送の対応が検討されているが、現状の窓口での申請とOSSでの申請によるものとを明確に区別し、現状の窓口申請については引き続き

郵送を認めないで頂きたい。また、OSS に係る内容について提案されているように現体制とは別個に処理ができるような方式と処理体制を構築願いたい。

- ・ OSSセンターの支局ごとの設置については、大規模支局では有効性があると思われる小規模支局が多い地域ではどの程の申請件数が見込めるか疑問であり、小規模支局では集約化が必要と思われる。また、郵送のみの対応ではなく、事前にOSSで登録申請を受付し（添付書類は写しを添付。）、添付書類を持参する方法も検討してはどうか。（事前審査を実施し添付書類の付け合せのみで車検証の交付を行い交付時間の短縮を図る。）
- ・ 郵送による申請受付業務は、開封、審査、修正依頼（Tel対応、トラブル、経費の増大）発送（書留経費の増大）等職員への負担・経費の増大が懸念されることから郵送の取扱については慎重に検討していただきたい。
- ・ 「OSSセンター（仮称）を活用した中間登録の業務フロー（ナンバー変更あり）」のシートについて、申請は電子により行うことで出頭しなくてもナンバーの変更のため最後には出頭するのであれば、管轄主義及び封印制度のあり方を検討し一般ユーザーに利便を図るべきではないか？
 ※ナンバーについては、変更義務をなしにする。・・・ナンバー交付手数料を転勤の都度、ユーザーは番号変更して手数料を納めなければならないため
 ※封印については、全国統一封印にしてどこの支局でも可能とする、また、登録日から数週間以内に封印を行うなど
- ・ 本人確認資料の一部添付資料について、郵送対応を可能とするための体制の整備を検討するとなっているが、この際には、現有支局の人員での対応は困難と考えられるので、（参考）にもあるが新たな専用部署での対応として検討するイメージとして頂きたい。
- ・ センターの設置を支局単位で設置するか、それとも全国規模で設置するのか、一般的に考えて管轄ごとに設置するのは非効率的と考えるが、一方、全国規模となると申請件数からして、膨大な処理件数となり、相当数の職員が必要となる。また、業務を行う場所は、少なくとも OSS と MOTAS 端末は必要となる。センターの設置には、人と予算の確保が必要である。
- ・ 郵送処理については外に囑託が考えられるが、その場合には個人情報の取り扱いや不正の排除をどうするか等の課題が残る。
- ・ 郵送対応について、各支局・事務所で処理するのではなく、専用の部署で処理する事は、方法の一つではあるかもしれない。ただ、郵送等は、申請書類が紛失したときの対応、及び申請内容不備の補正対応等、問題もあると考える。
- ・ 郵送による対応にあたっては、補正等も含め対応に要す時間、要員が大幅に必要となり、現行体制では対応困難であることから、適正に対応出来る体制作り（増員等）が必要。
- ・ 郵送対応は、修正依頼や文書自体の到達の有無が確認困難なため慎重に検討して欲しい。
- ・ 即日処理の必要性はないとあるが、書類や車検の有効期限等の関係で、受付順に処理することができなくなり、トラブルの原因となる。
- ・ OSSセンターを設置するとしても、郵送書類の不備やそれに伴う書類の差し替え等が発生し業務は煩雑となる。
- ・ 車の買い換えは一般的には、頻繁には行わないと考えるところ、その車の登録手続きのために、個人ユーザーがOSS申請をできる環境を整えるとは考えにくいことから、OSSの利用はあまり進まず、したがって郵送対応業務も増加しないのではないかと考えられる。このことから、OSSセンターを設置する意義があるのか疑問である。

○ 住民票について

- ・ 複数回の住所変更をしている者の変遷が住基ネット情報で確認できるのか。また、そのような状況でどのように突合するのか疑問。
- ・ 「住民票の写し」は、使用者の所在証明書として添付しているが、OSS申請の場合は原因証明書としても取り扱うこととするのか。申請手法により扱いを変えることはトラブルもととなるため避けたい。
- ・ 住基カードは不可という整理にして欲しい。あくまで住基ネットとの突合を要件とする。
- ・ 住基ネット上、履歴情報はシステム上に蓄積されているが、住民基本台帳法上一部の特例が定められた手続きを除き、国の機関がそれを活用することが出来ない。とのことであるが、そもそも、その制度を見直し（登録制度を入れるなど）、その後、議論するべきことではないか。
- ・ 特例として見られる制度があるのであれば、あえて登録官がリスクを負う必要があるのか、つながらなくて問題が生じた場合、責任の所在はどこへ行くのか。
- ・ 窓口での紙申請にも適用する場合は、MOTASにOCRシートを投入した際、検査証（控え）に住基ネット情報を印刷し審査するのであれば、業務量の増加を最小限にできるが、現行の完検証・排検証のようなイメージ（その都度印刷し、添附書類として目視確認）ならば、印刷する時間が余分に係り、業務量が増えるため問題有り。
- ・ OSSの場合は機械による突合作業が出来るので作業の効率化を図れるが、複数回住所変更をしている場合には、中間省略とのことなので、住所変更の手続き省略を認めることになり、窓口での紙申請との整合性に問題有り。
- ・ 窓口申請では住所が繋がらない場合は却下となるのに、OSS申請では処理できるとした場合に法制度上問題はないのか。（繋がりが取れなくても、氏名が同じであれば確認できたといえる、としているのは、法律上問題は無いとするのか。）
- ・ 現行でも住所変更等の手続きはなかなか行われていないのが現状であるのに、さらに意識が下がることにならないか。
- ・ 住所変更のつながりを挙証する書面を求めないとした場合、住所変更手続きを怠るということのを助長することになるのではないか。
- ・ 住所変更の度に変更登録手続きを行った者とそうでない者との間に不公平が生じるのではないか。
- ・ 100%の同一人物の確認ができなければ問題ではないか。万一の場合の責任の所在はどうなるのか。
- ・ 使用者住所証明物として、住民基本台帳ネットワーク情報を活用することに問題はないと考える。ただし、住民基本台帳ネットワーク情報を登録の原因を証する書面として活用することは問題があると考える。これまでも登録窓口及び審査において、現所有者と同姓同名の住民票が添付された場合でも、つながりが確認できない場合は申請を不受理としている。善意の申請と解すれば本人であろうとの推測も可能であるが、所有権の公証という大命題がある限り推測での登録は困難であると考える。
- ・ 使用者住所証明物としては活用可能と思うが、登録の原因証書としての活用は疑問である。

○ 自動車検査証について

- ・〈提案〉OSS申請の場合は、申請時の車検証の提出は義務づけず、登録後の自動車検査証交付時に返納することにする。なお、登録後、15日以内に自動車検査証が交付できない場合は、その登録を失効することが可能か検討する。
- ・ユーザーによる車検や登録が増えている中、昔のように登録事項と検査事項を分けて証書を交付した場合、せっかく制度を理解をした一般ユーザーを混乱させる。登録事項と検査事項の区分には法整備が必要であるので、登録通知書のあり方を変更したり、申請期間中は車検証のコピーでも運行を可能にする等の検討がよいのではないか。
- ・自動車検査証の登録情報と検査情報の分離については、仮に分離されるとした場合にはどのように定義されるのかイメージがつかめないが、車両を運行中、仮に事故・取り締まりなどにより車検証の提示を求められた場合、不具合が生じる。また、車検証の返納を要しないとなると、所有権のトラブルなども発生する可能性もある。明確な理屈付けができない限り、現状維持が妥当。
- ・現状の制度を維持する。MOTASの情報と異なる自動車検査証で運行することになるため。
- ・現状は車検証再交付申請が非常に多いことからして、一般ユーザーが車検証を持っていなければ自動車を運行できないという認識がないと思われる。
- ・「車検証返納を不要とした場合の中間登録業務フロー（ナンバー変更無し）」のシートは、車検証を必ず変更させることとして考えないのがよい。
- ・登録情報と検査情報の分離を行った場合、窓口からの紙申請による場合に受付の時点で登録情報と提出書類の適否確認が出来ないため、提出書類が適正で無い場合は審査後に書類を返還することになり、返還するまでに時間を要するのでトラブルの原因となるほか、受付と審査による書類の二重チェックが出来ない等の問題が発生する。また、警察等による取締・事件・捜査等の際に検査証による所有者・使用者の確認が出来なくなり、支局・事務所への照会が増えることが考えられる。
- ・所有者・使用者が同一の場合や登録番号を変更した場合など、登録ファイルのみ変更して車検証の記入申請を怠ると、車検証の記載と登録ファイルの内容に差異が生じることとなる。継続検査の時などに車検証と現車の登録番号が違うなどの不都合も生じる。また、窓口申請で登録申請と検査証記入申請を同時に行うことの取り扱いが困難となる可能性がある。
- ・車検証が戻ってから、新しい車検証を印刷することになっているが、戻ってこなかったときは、その書類はいつまでも処理が終了しないこととなる。（車検証は申請書と一緒に綴り、保管することになっているので）
- ・継続車検時に、新しい車検証が使用者に返付されるなら、登録の申請時に提出せず旧車検証のままで保安適合証による継続申請したときに、提出車検証と同じでなければ保適を切れないはずだが問題ないのか。（「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱について」自技第43号、自整第63号、平成7年3月27日）保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領の記載方法に当該自動車検査証の該当事項を転記することとなっていて、その中に「使用者（＝氏名又は名称、住所となっている）」も該当事項になっている。また、短期間の間に、移転登録が何回も行われたり、変更登録が行われたとき車検証が最新のものでなかったりしたとき、二重登録などの問題は起こらないのか。申請が二つの支局に行われたとき、どちらか手続きが早いものが優先されるので、問題は起きないのか。リスクを考えると現状の制度

を維持した方がよいと思われる。

- ・ ユーザーに馴染んでいる現行の自動車検査証を二つに分けることは、煩雑で、紛らわしくなるのではないか。自動車検査証の後日返納を認めるために、自動車検査証を二つに分類するというのであれば、敢えて変更する必要性は乏しいと考える。
- ・ 自動車検査証の返納を不要とすることは、登録ファイル上の内容と実際の自動車検査証の記載内容とが乖離することになり、保安行政上望ましくないのではないか。
- ・ 自動車検査証の登録にかかる事項と検査にかかる事項を分離するのであれば、検査にかかる事項の業務を専門的知識がある整備部門に移管することが望ましい。
- ・ 登録事項等証明書で行うことが定着していない状況では、特に移転登録の際にトラブルが多発することが懸念される。
- ・ 自動車の運行のみを考えると登録事項と検査事項を分離した車検証を交付することで運行は可能になると思う。しかしながら、問題は継続検査申請時における申請者の確認方法になると思われる。
- ・ 登録手続き時に自動車検査証の返納を不要とした場合、登録手続きの案内に支障が生じる。また、登録手続きの必要書類確認のために登録証明を請求するのは非現実的であり、手続きの軽減とはならない。なお、自動車の運行を確保するのであれば、登録事項と検査事項を分離した自動車検査証の交付は可能と思われるが、継続検査時における申請者確認で支障が生じる可能性がある。

○ 印鑑登録証明書・委任状について

- ・ 現状維持しつつ、住基カードの拡大及び電子署名等の普及促進を進め、OSS本来の姿での運営を目指すべき。

○ 譲渡証明書について

- ・ 現状を維持すべき
- ・ Bタイプ車検証構築の時に「旧所有者が登録識別情報を新所有者に提供することで（新所有者が登録識別情報を入力することで）譲渡の意思確認ができるので譲渡証明書を省略できる。」と提案した。当時はあまりメリットがなかったのでリース協会等は利用してこなかったが、OSS等電子申請にあっては「紙」の存在が課題となるので有効だと思う。登録識別情報に拘わらず、例えば譲渡したことを電子キーとして新所有者に伝えることにより、Aタイプ（識別情報を持たない）車検証でも電子譲渡は可能になります。電子申請にあっては、なるべく「紙」を減らすことが有効なので、譲渡証明書の簡略化は検討するべきと考えます。

○ その他

- ・ 現行のOSS申請では、エラー等があった場合には早い時間に申請者（ディーラー）に連絡を取ることでトラブル防止を図っているが、中間申請で個人の申請を想定するのであれば、次のような対策が必要ではないか。
 - ①旧字体と新字体を自動判定する、住所にスペースが入った場合自動判定する等、機械判定出来るものを増やし、補正を不要にして自動審査処理出来るようにする。

【資料 3】

- ②現状の補正等を短時間に簡単に行えるようにする。
- ③取り下げが出来るようにする。
- ④手数料の振り込みを審査決裁後に変更し、取り下げ等があった場合の手数料返還等のトラブル要因をなくす。